

【指針本文】

1-3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を**適切に**設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

また、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（**いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項**等）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

【解説】

○ 適切に設計図書の変更（施工条件）¹⁾

設計図書の変更に係る手続については、公共工事標準請負契約約款第18条において、以下のとおり定められている。

【設計図書の変更に係る手続】

（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後○日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。

- 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
- 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

出典)「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月 (最終令和元年 12 月) 中央建設業審議会)

国土交通省では、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする入札時積算数量書活用方式を導入している。

○ 適切に設計図書の変更 (追加工事等) ^{1) 2)}

追加工事等に関する適切な契約変更については、国土交通省が作成した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において、以下のとおり記載されている。

【追加工事等に伴う追加・変更契約】

建設業法第 19 条第 2 項では、請負契約の当事者は、追加工事又は変更工事 (工事の一時中止に伴う中止期間中の工事現場の維持、工事体制の縮小及び工事の再開準備を含む。以下「追加工事等」という。) の発生により当初の請負契約書 (以下「当初契約書」という。) に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事等の着工前に、契約変更を行うことが必要である。

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、発注者は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行う必要がある。

- ① 受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
- ② 当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期
- ③ 追加工事等に係る契約単価の額

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月国土交通省)

(参考法令等)

i) 「建設業法」第 19 条の 3 (不当に低い請負代金の禁止)

(参考資料)

- 1) 「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月 (最終令和元年 12 月) 中央建設業審議会)
- 2) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月国土交通省)
- 3) 「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」(平成 29 年 3 月国土交通省)

追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

【追加工事等に要する費用の一方的な負担】

追加・変更契約を行う場合には、追加工事等が発生した状況に応じ、当該追加工事等に係る費用について、発注者と受注者との間で十分協議を行い決定することが必要である。発注者が、受注者に一方的に費用を負担させたことにより、請負代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、受注者の当該発注者への取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月国土交通省)

○ いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項

1) 2) 3) 4) 5)

6) 7)

公共工事標準請負契約約款第25条においては、賃金水準又は物価水準の変動による、請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について規定されており、各発注者は、その請求があった場合は、変更の可否について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行うことが必要である。

全体スライド条項は、請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、請負代金額の変更を請求することができることとしており、長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応している。

単品スライド条項は、特別な要因により特定資材の価格に著しい変動が生じた場合に、請負代金額の変更を請求することができる。

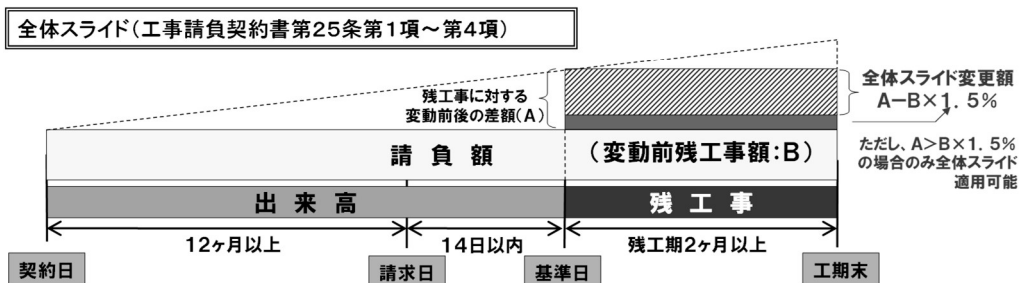
インフレスライド条項は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合に、請負代金額の変更を請求することができることとしている。

国土交通省では、インフレスライド条項の運用基準を定めたところである。

【全体スライド条項】

工事請負契約書 第25条第1~4項(全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)



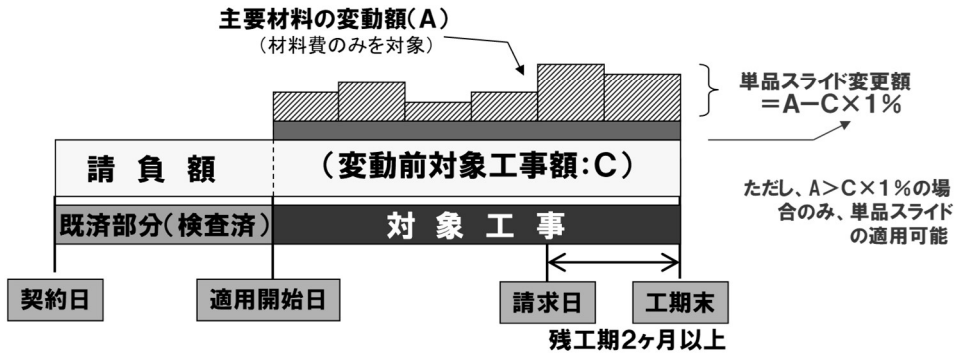
【単品スライド条項】

工事請負契約書 第25条第5項(単品スライド条項)

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材:鋼材類等特定の資材

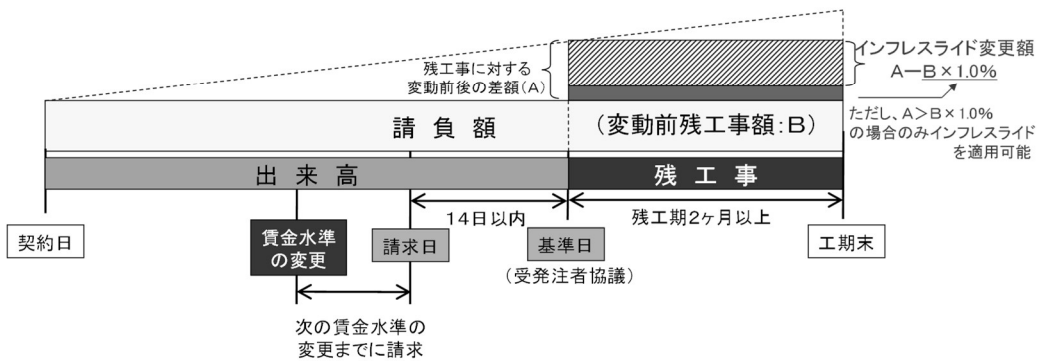


【インフレスライド条項】

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和元年12月)中央建設業審議会)
- 2) 「工事請負契約書第25条第1項～第4項(全体スライド条項)運用マニュアル(暫定版)」(平成25年9月国土交通省)
- 3) 「工事請負契約書第25条第5項の運用について」(平成20年6月(最終平成31年3月)国土交通省)
- 4) 「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」(平成20年9月国土交通省)
- 5) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月(最終平成31年3月)国土交通省)
- 6) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」(平成26年1月国土交通省)
- 7) 「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)」(平成26年2月国土交通省)

【指針本文】

(工事中の施工状況の確認等)

入契法第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7¹⁾(**施工体制台帳**の作成等)又は建設業法第22条(一括下請負の禁止)若しくは第26条(主任技術者及び監理技術者の設置)等に違反していると疑うに足る事実があるときは、下請業者等も含め工事中の施工状況を確認の上で、入契法第11条に基づき、建設業許可行政庁等に通知する。

当該通知の適切な実施のために、現場の**施工体制の把握のための要領**²⁾を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って**現場の施工体制等を適切に確認**するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、**建設業許可行政庁等との連携**を図る。

また、建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、**監督を適切に実施**する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより**重点的な監督体制を整備**する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目(不可視となる工事の埋戻しの前など)において、**必要な技術的な検査**(以下「技術検査」という。)を適切に実施する。

また、ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。この技術検査の結果は工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)に反映させる。

参考

1) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)の施行により、令和2年10月1日以降第24条の8に移行。

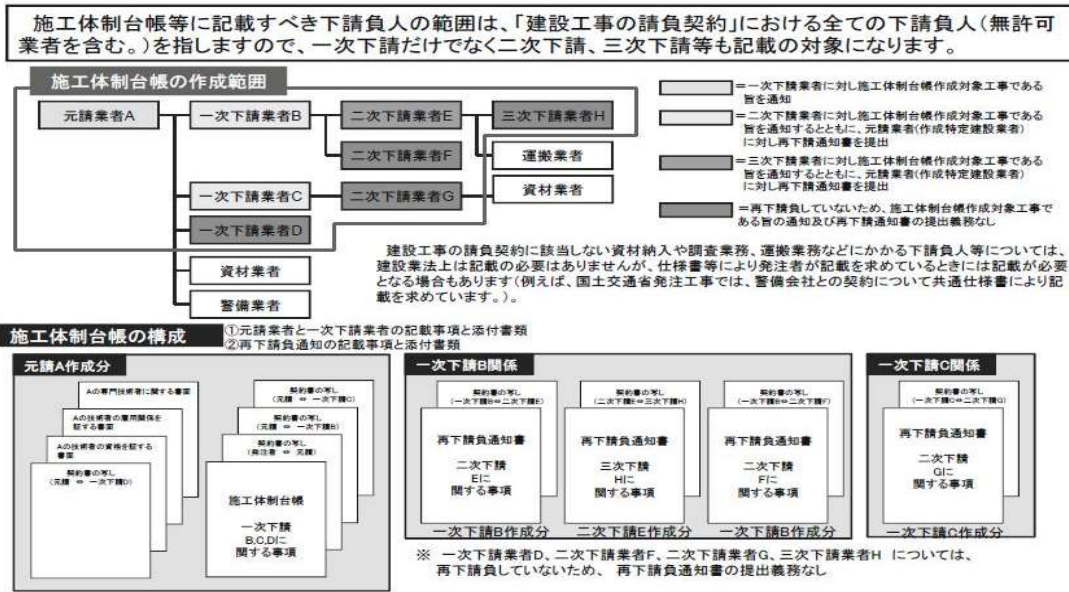
2) 例えば、「工事現場等における施工体制の点検要領」(国土交通省)など。

【解説】

○ 施工体制台帳¹⁾

施工体制台帳は、下請業者など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいい、入札契約適正化法第15条第2項に基づき発注者に提出しなければならないこととされている。

【施工体制台帳の構成と記載範囲】



出典) 国土交通省作成資料

○ 施工体制の把握のための要領 1) 2)

適正化指針において、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めることとされている。

国土交通省では、「施工体制台帳等活用マニュアル」や「施工体制点検要領」を策定している。

【施工体制台帳等活用マニュアル(チェックリスト)】

(別添 1)

施工体制台帳等のチェックリスト

1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント(事前確認)

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要な事項が書き込まれているか(建設業法施行規則第14条の2)。		
項目	結果	備考
・作成特定建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・健康保険等の加入状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成特定建設業者の発注者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された作成特定建設業者への通知書の写し)		
・監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成特定建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)		
・監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・作成特定建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての		

出典) 「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成 15 年 11 月(最終平成 31 年 3 月)国土交通省)

(参考法令等)

i) 入札契約適正化法 第 15 条第 2 項(適正化指針の策定等)

(参考資料)

1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」(平成 13 年 3 月国土交通省)

2) 「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成 15 年 11 月(最終平成 31 年 3 月)国土交通省)

○ 現場の施工体制等を適切に確認、建設業許可行政庁等との連携 1) 2)

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、適正化指針において、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うこととされている。

【施工体制台帳等の活用】

3. 施工体制等の確認に当たっての留意事項

(3) 入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならない。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立ち入り検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。国土交通省においては、平成19年度から地方整備局等に「建設業法令順守推進本部」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

出典)「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終平成31年3月)国土交通省)

【発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集】

発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集	
ケース1：発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分	
◇施工体制における問題点	A社は専任の必要な2件の工事において技術者を兼任させていた。
◇問題点を発見したきっかけ	発注者であるB地方整備局から許可行政庁であるC県に対し、発注者支援データベース・システムの活用により、B地方整備局が発注した工事とC県が発注した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、入札契約適正化法第11条に基づく通知があった。
◇問題点発見後の処理	許可行政庁であるC県がA社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第26条第3項に違反していることから指示処分を行った。

出典)「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成15年11月(最終平成31年3月)国土交通省)

○ 監督を適切に実施 1) 1) 3)

会計法第29条の11又は地方自治法第234条の2において、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を実施することが定められている。

【会計法第29条の11に規定される監督の実施】

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保す

るため必要な監督をしなければならない。

出典)「会計法」

【地方自治法第 234 条の 2 に規定される監督の実施】

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

出典)「地方自治法」

国土交通省では、「土木工事監督技術基準(案)」において、以下の項目について監督を実施している。

※「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務。

【監督項目】

1. 契約の履行の確保	2. 施工状況の確認等
(1) 契約図書の内容の把握	(1) 事前調査等
(2) 施工計画書の受理	(2) 指定された材料の確認
(3) 施工体制の把握	(3) 工事施工の立会い
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	(4) 工事施工状況の確認(段階確認)
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	(5) 工事施工状況の把握
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握
(7) 関連工事との調整	(7) 改造請求及び破壊による確認
(8) 工程把握及び工事促進指示	(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	3. 円滑な施工の確保
(10) 契約担当官等への報告(工事中止、工事事務、出来高等)	(1) 地元対応
	(2) 関係機関との協議・調整
	4. その他
	(1) 現場発生品の処理
	(2) 臨機の措置
	(3) 事故等に対する措置
	(4) 工事成績の評定
	(5) 工事完成検査等の立会 等

出典)「土木工事監督技術基準(案)」(昭和 54 年 2 月(最終令和 2 年 3 月)国土交通省)

(参考法令等)

- i) 「会計法」第 29 条の 11
- ii) 「地方自治法」第 234 条の 2 (契約の履行の確保)

(参考資料)

- 1) 「工事現場等における施工体制の点検要領」(平成 13 年 3 月国土交通省)
- 2) 「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成 15 年 11 月(最終平成 31 年 3 月)国土交通省)
- 3) 「土木工事監督技術基準(案)」(昭和 54 年 2 月(最終令和 2 年 3 月)国土交通省)

○ 重点的な監督体制を整備 1)

国土交通省では、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対し影響のある工事、低入札価格調査制度調査対象工事、その他上記に類する工事について、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（重点監督）を実施している。

なお、対象工事は以下のとおりである。

【重点監督の対象工事】

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ・技術活用パイロット工事
- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム(提高 30m 以上)
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打ち PC 橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア(躯体高 30m 以上)
- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- ニ その他

- ・低入札価格調査制度調査対象工事

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、
コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、
標識工事、その他これに類するもの

- ・地方整備局長又は事務所長が必要と認めた工事

出典)「土木工事監督技術基準(案)」(昭和 54 年 2 月(最終令和 2 年 3 月)国土交通省)

○ 必要な技術的な検査(技術検査) 2) 3)

工事検査には、会計法第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査(給付の完了の確認)と、品確法第 7 条第 1 項を踏まえ、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

国土交通省では、工事検査を以下のとおり実施している。

【工事検査の種類】

種類	目的	検査の位置付け		適用
		給付の完了の確認	技術検査	
完成検査	<p>工事の完成を確認するための検査。 請負者からの完成通知を受けた日から14日以内(民法上は起算日不算入の原則があるが、検査の時期については起算日算入となっている)を行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引き渡される。</p>	○	○	<p>契約書第32条 技術検査要領第2第2項</p>
既済部分検査	<p>工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。 請負者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から14日以内に行う。 会計法上の検査を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いは行うが、部分払い相当部分の引渡しは行わない。</p>	○	※	<p>契約書第38条 41条 既済部分技術基準 (※中間技術検査と兼ねることができる。)</p>
既済部分検査	<p>工事の完成前に設計図書で予め指定された部分(以下「指定部分」という。)の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査。 請負者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いを行い、部分指定部分の引渡しが行われる。</p>	○	○	<p>契約書第39条 技術検査要領第2第2項</p>
中間技術検査	<p>当該工事の主要工種を考慮(不可視となる工事の埋戻しの前等、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で、請負者に対する中間時点における「技術指導」の意味合いを持つ)し、工事施工の途中段階で行われる検査。 会計法上の検査は行わず、技術検査のみを行う。 検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払いや引渡しはない。 当該検査は、契約図書で予めこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断した時に行うものである。 (ただし、検査日については工事工程との調整もあることから請負者の意見も聞いて決めることとなる。)</p>	※	○	<p>技術検査要領第2第3項 (※既済部分検査と兼ねる場合は会計法上の検査も行う。) (検査技術基準)</p>
完成後技術検査	<p>総合評価方式やVE提案方式など性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査。 性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等を確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査(履行の確認)を行うことになる。 ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査(性能規定部分を除く)を行い、引き渡し、対価の支払いは行われる。検査結果が適合しない場合には、性能規定部分に関し契約違反としてペナルティが課せられる。</p>		○	<p>技術検査基準第5条</p>

(参考法令等)

- i) 「会計法」 第29条の11第2項
- ii) 品確法 第7条第1項(発注者の責務)

(参考資料)

- 1) 「土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について」(平成11年3月国土交通省)
- 2) 「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き—実務者のための参考書—」(平成22年7月国土交通省)
- 3) 「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成18年3月国土交通省)

部分 使用 検査	<p>【監督職員による検査（確認を含む）】 工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に行う検査。 検査の結果、適格が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。</p>	-	※	<p>契約書第34条 （※中間技術検査による検査（確認）でも良い。）</p>
----------------	---	---	---	---

【地方整備局土木工事技術検査基準（案）】

（中間技術検査）

第4条 中間技術検査は、当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、或いは局長又は分任官工事にあつては事務所長が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。

2 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。

3 実施回数は、原則2回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。

出典) 上段：「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き－実務者のための参考書－」（平成22年7月国土交通省）

下段：「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」（平成18年3月国土交通省）

【指針本文】

(施工現場における労働環境の改善)

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など**労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善**に努めることについて、必要に応じて元請業者及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、**元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置**や、請負代金内訳書への法定福利費の明示、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、**中間前金払・出来高部分払制度**や**下請セーフティネット債務保証事業**又は**地域建設業経営強化融資制度**の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT 建設機械等の積極的な導入などを促し、作業の効率化等を実施するよう努める。

【解説】

○ 労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善

i) 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)

労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善については、基本方針において、以下のとおり定められている。

【労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善】

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

(中略)

また、公共工事の品質確保に当たっては、受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門工事業者や調査等を実施する者、これらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても、対等な立場で公正に、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期で締結され、その代金ができる限り速やかに、かつ、労務費相当分については現金で支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

これらに加えて、将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠である。このため、調査等、施工、検査、維持管理の各段階における情報通信技術の活用等の i-Construction の推進等を通じて建設生産プロセス全体における生産性の向

上を図る必要がある。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(令和元年 10 月閣議決定)

国土交通省では、発注工事に関し「建設産業における生産システム合理化指針」に沿った建設産業における生産システムの合理化を図られるよう、受注者に対し、その周知に努めることとしており、設計図書(現場説明書)に当該指針の順守に関する事項を記載することにより、受注者の指導の徹底を図っている。

【建設労働者の雇用条件等の改善】

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表 2 に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表 2 に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

別表 2 (雇用・労働条件の改善に関する部分のみ抜粋)

- (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時 10 人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- (3) 賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

出典)「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月国土交通省)

(参考法令等)

i) 基本方針 第 1 (公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項)

(参考資料)

- 1) 「建設産業における生産システム合理化指針」(平成 3 年 2 月国土交通省)
- 2) 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成 23 年 8 月国土交通省)
- 3) 「建設業法令遵守ガイドライン」(平成 19 年 6 月(最終平成 29 年 3 月)国土交通省)
- 4) 「平成 25 年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」(平成 26 年 4 月国土交通省)
- 5) 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成 24 年 7 月国土交通省)
- 6) 「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(平成 26 年 8 月国土交通省・建設業 5 団体)
- 7) 「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成 25 年 3 月国土交通省)

また、発注者と受注者との間の取引において、建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

【発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要】

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでに、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約
3. 不当に低い発注金額
4. 指値発注
5. 不当な使用資材等の購入強制
6. やり直し工事
7. 支払

8. 関係法令
 - 8-1. 独占禁止法との関係
（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）
 - 8-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）
（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約）

※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載

III. 周知先

- ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等）
- ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等）
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付けで
左の関係先に通知。

出典)「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(平成23年8月国土交通省)

さらに、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法令の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的とした「建設業法令遵守ガイドライン」を策定している。

【元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドラインの概要】

背景・目的

- 法令違反行為の存在
適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在
- 認識がないままの法令違反行為
元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性
- 法令遵守に対する社会的要請の高まり
法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提
- 法律の不知による法令違反行為の防止
元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的

ガイドラインの策定(平成19年6月)

- 元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示
 - ・書面による請負契約締結の実行
 - ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
 - ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止
 - ・適切な工期の設定
 - ・社会保険・労働保険への加入
 - ・労働災害防止対策の実施者及び経費の負担者の区分の明確化(平成26年10月改訂) 等
- 元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス
 - ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

ガイドラインの普及・啓発

- 関係機関への周知
 - ・地方整備局、地方公共団体等
 - ・建設業団体、商会議所、商工会 等
- 建設工事に直接携わる者への周知
 - ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
 - ・専門工事業者(下請負人) 等

効果

- 対等な元請下請関係の構築
- 元請下請間の公正・公平な取引の実現
- 不知による法令違反行為の未然防止

出典)「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月(最終平成29年3月)国土交通省)

こうした建設業法令遵守や元請下請関係の適正化に関する取組の一つとして、国土交通省各地方整備局等に建設業法令遵守推進本部が設置されており、平成26年度建設業法令遵守推進本部活動方針において、発注部局や関係機関との連携を図りながら、社会保険等未加入対策の推進や公共工事における「元請下請契約の適正化」に関する立入検査の強化などについて対応することが記載されている。

【平成26年度建設業法令遵守推進本部活動方針】

I 重点的課題とその対応

1. 社会保険未加入対策の推進

社会保険未加入対策強化の一環として、平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事では、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円以上の工事における一次下請業者について、社会保険等加入業者に限定するとともに、2次以下の下請業者についても、社会保険等に未加入である場合は、建設業担当部局による加入指導等を実施していくこととなった。

また、今後、関係者に詳細を周知するとともに、他の発注者にも同様の対応を呼びかけていくこととなった。

については、その実施に当り、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 公共工事における「元請下請契約の適正化」に関する立入検査の強化

平成25年4月に続き平成26年2月に適用された公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたこと、予定価格の適切な設定やダンピング防止に関する措置の強化等が盛り込まれた品確法及び入札契約適正化法の一部改正法案が、今通常国会において審議されていること等から、公共工事の受発注者間における契約価格の適正化が期待されることである。

こうしたことを踏まえ、公共工事の元請・下請間においても、これまで以上に建設業法を遵守した適正な契約を徹底する必要があることから、公共工事における元請下請契約の適正化に関する立入検査等を強化すること。その際、施工体制台帳の記載事項を十分に活用すること。

出典)「平成25年度建設業法令遵守推進本部活動結果等について」(平成26年4月国土交通省)

社会保険等への加入を徹底するためには、技能労働者を雇用している下請企業等が、保険料を払うための法定福利費を適切に確保していくことが必要不可欠であり、国土交通省をはじめとする関係者が一体となって、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の普及に取り組んでいる。

【標準見積書を活用した法定福利費の確保】

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積りが一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の**総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

2. 関係者の取組

【発注者】

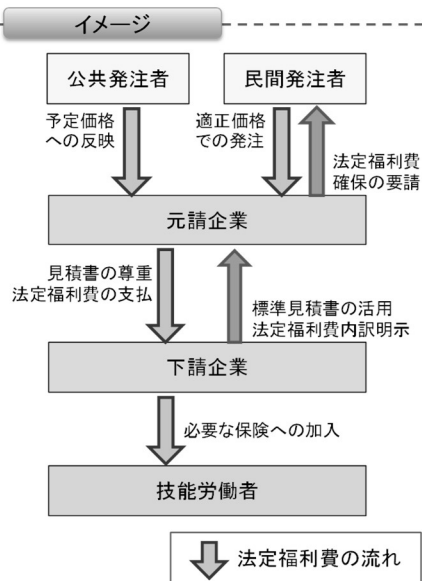
- 直轄工事においては、**土木工事の現場管理費率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映**。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導**するとともに、提出された場合は**尊重し、適切な法定福利費を支払い**。

【下請企業】

- **標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。
- **技能労働者を必要な保険に加入**させる。



出典) 国土交通省作成資料

【週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正】

（4）週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
- 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

週休2日工事の実施状況

	H29	H30	H31・R1	(R1.9時点)		
				発注者指定	受注者希望	交代制モデル
公告件数	3,841	6,485	4,902	407	4,370	125
実施件数	1,106	3,129	2,458	215	2,159	84
実施率	29%	48%	50%	53%	49%	67%

週休2日の補正係数

(H31・R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上	(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05	労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04	共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05	現場管理費	1.03	1.04	1.06

※週休2日対象工事の中から一部の工事を抽出し、発注部局の協力のもと、建設事務所において下請への費金の行き渡りについて調査

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会」(令和2年2月国土交通省)

女性も活躍できる現場環境の整備は、男女問わず誰もが働きやすく活躍できる現場づくりにつながることから、女性の更なる活躍を目指す「もっと女性が活躍できる行動計画」にも現場環境の整備を位置づけ、官民挙げた取組を推進することとしている。

【女性活躍推進に関する新計画策定について（案）】

【新計画策定について】

- 平成26年8月、建設業関連5団体と国土交通省が共同で「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、これまで官民を挙げて女性活躍推進に取り組んできた。
- 今年度、策定から5年目を迎え、各団体等のこれまでの取組成果や課題等の整理を行い、今後、女性活躍に向けた取組をさらに一段進めるために、新たな計画を策定するもの。

【策定についての基本的な考え方】

- いきいきと女性が活躍できる建設業を目指すことは、男女問わず誰もが働きやすい業界になることを意味する。新計画の策定に当たっては、女性活躍推進のための取組をさらに全国津々浦々に浸透させ、**オールジャパンで建設業の女性活躍に取り組む**ことを念頭に置く。
- そのため、**新計画の策定段階から全国各地の建設業界等に参画して頂き**、各地における女性活躍に向けた取組の機運の向上を図るとともに、**今後の計画実行段階においても各地域で中心的な役割を担って頂く**ことを期待。

【「新計画策定委員会」－会議体の構成について－】

- 新計画の策定に当たって、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」（平成26年8月国土交通省と建設5団体が共同で策定）の策定団体の他、昨年度発足した全国で展開する女性ネットワークをつなぐ「建設産業女性活躍推進ネットワーク」を加え、策定メンバーとする。
- さらに、新計画の策定にあたり、建設業界の実情を反映させたものとさせるため、新計画策定委員会を設置し具体的な議論をしていただくこととする。

新計画策定委員会

○構成メンバー

- ・（一社）日本建設業連合会
- ・（一社）全国建設業協会
- ・（一社）全国中小建設業協会
- ・（一社）建設産業専門団体連合会
- ・（一社）全国建設産業団体連合会
- ・建設産業女性活躍推進ネットワーク
- ・国土交通省

○開催スケジュール（案）

- ・第1回 令和元年7月5日（金）
現行計画の取組成果、課題等
新計画の策定について
意見交換
- ・第2回 令和元年10月
新計画骨子案の審議
- ・第3回 令和元年12月
新計画案の審議
新計画策定

2

出典)「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定のための委員会」

(令和元年7月(第1回)国土交通省・建設業5団体^{※1}・建設産業女性活躍推進ネットワーク^{※2})

※1 (一社)日本建設業連合会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国中小建設業協会、(一社)建設産業専門団体連合会、(一社)全国建設産業団体連合会

※2 女性活躍を推進する団体間の交流や情報共有することを目的としたネットワーク

【女性の定着促進に向けた建設産業行動計画】

女性の定着促進に向けた建設産業行動計画～働きつけられる建設産業を目指して～国土交通省
Plan for Diverse Construction Industry where no one is left behind

○建設産業では、業界全体を活性化させるため男女問わず誰もが働きやすい業界とすることを目的に、平成26年8月の前計画策定以降、官民が一体となって、女性の入職促進や就労継続に向けた様々な取組を実施。一方、新・担い手3法、i-Construction、建設キャリアアップシステムなど建設産業を取り巻く環境が変化。
○こうした取組をさらに促進するためには就業の継続が大きな課題であることが顕在化したことから、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、就業継続を実現することを目的として、働きつけられるための環境整備を中心に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定。

計画の柱	官民を挙げた目標	取組内容（主な取組例）															
働きつけられるための環境整備を進める	<p>「女性の入職者数に対する離職者数の割合」を令和6年までの間、前年度比で減少させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>71.0%</td> <td>103.7%</td> <td>79.7%</td> <td>66.7%</td> </tr> <tr> <td>産業計</td> <td>85.3%</td> <td>88.4%</td> <td>91.6%</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：雇用動向調査を基に国土交通省で算出</p>		2014	2015	2016	2017	建設業	71.0%	103.7%	79.7%	66.7%	産業計	85.3%	88.4%	91.6%	92.0%	<ol style="list-style-type: none"> 建設産業の女性定着に向けた意識改革の必要性 イクボス宣言の推進（社内広報などで宣言を見える化） 働き方改革の取組の推進 施工時期の平準化の推進、適正な工期の設定 「働きがい」と「働きやすさ」が両立できる環境の整備 柔軟な働き方（短時間勤務制、フレックスタイム制、テレワーク、ワークシェアリングなど）ができる環境整備 働きやすい現場の労働環境の整備 工事の現場において快適トイレや更衣室などの導入促進 復職に向けたサポート環境の整備 建設キャリアアップシステムを活用して職場復帰時に就業履歴を証明、能力評価基準を活用してキャリアパス例を提示 更にスキルアップできる環境を整える Web学習プログラムなどの職場外での技術・技能向上に向けた機会の提供
	2014	2015	2016	2017													
建設業	71.0%	103.7%	79.7%	66.7%													
産業計	85.3%	88.4%	91.6%	92.0%													
女性に選ばれる建設産業を目指す	<p>「入職者に占める女性の割合」を令和6年までの間、前年度比で増加させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>19.5%</td> <td>15.0%</td> <td>21.2%</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>産業計</td> <td>54.6%</td> <td>52.9%</td> <td>52.9%</td> <td>51.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：雇用動向調査を基に国土交通省で算出</p>		2014	2015	2016	2017	建設業	19.5%	15.0%	21.2%	19.4%	産業計	54.6%	52.9%	52.9%	51.3%	<ol style="list-style-type: none"> 建設産業の魅力、働きがいの発信などによるイメージ戦略 教育現場と連携した、学生とその保護者に対する建設産業の魅力のPR活動（現場見学会や出前講座の実施など） 企業や業界団体の女性定着に関する理解の促進 女性定着に関する企業の好事例の情報発信 新しい建設産業の魅力を創造・発信 i-Constructionの取組などの建設産業における働き方改革の取組についての情報発信 女性が活躍している仕事例の紹介 女性が活躍している仕事例の事例を収集し、情報発信 えるぼし、くるとの認定取得に向けた取組を促進 アンケート調査を通じた認定取得に向けた取組の実態把握や、その結果を踏まえた実効性のある取組（説明会における認定取得に向けた働きかけなど）を業界と連携して実施 建設産業に関係する制度の整備など 建設業の現場における労働法制の影響などに関する整理（女性技能者の坑内労働など）
	2014	2015	2016	2017													
建設業	19.5%	15.0%	21.2%	19.4%													
産業計	54.6%	52.9%	52.9%	51.3%													
建設産業で働く女性を応援する取組を全国に届けさせる	<ol style="list-style-type: none"> 令和6年までに新計画の内容の認知度100%を目指す。 令和6年までに都道府県単位で活動している団体の「建設産業女性定着支援ネットワーク」への加入をすべての都道府県で目指す 	<ol style="list-style-type: none"> 計画の普及を図るための広報活動 新計画策定委員会に参加していない業界団体に対するPR方法の検討 建設産業女性定着支援ネットワークのさらなる活動の充実、全国展開 建設産業女性定着支援ネットワークの構成団体が各地で行う地域ぐるみの活動の支援 地域中小建設企業における女性技術者・技能者の確保・育成 各地域における女性定着のための取組の推進 <p>取組の趣旨と姿勢を明確にするため、「建設産業女性活躍推進ネットワーク」の名称を「建設産業女性定着支援ネットワーク」に変更。</p>															

出典)「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画～働きつけられる建設産業を目指して～Plan for Diverse Construction Industry where no one is left behind」(令和2年1月国土交通省)

○ 元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置 1)

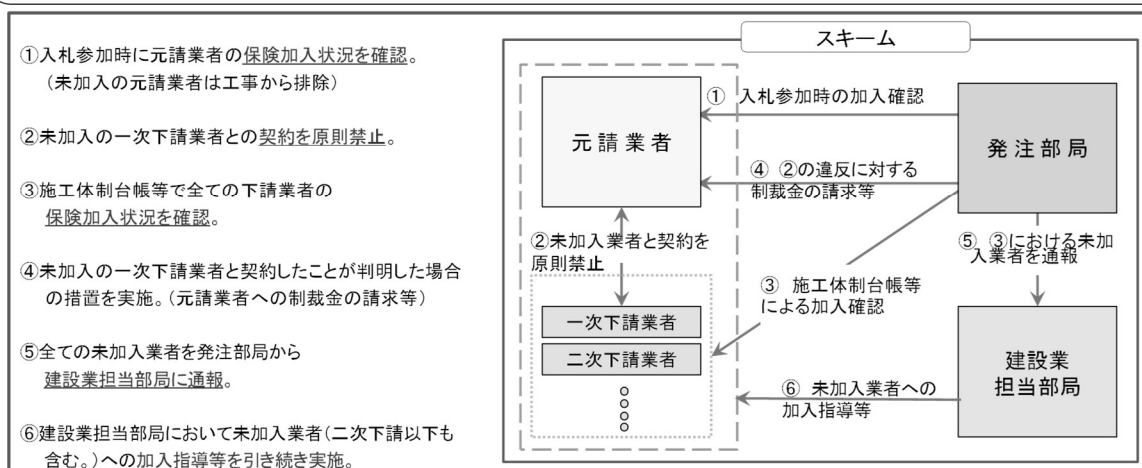
国土交通省では、社会保険等未加入対策について、元請業者だけでなく、下請業者も対象に含めて取り組んでいる。

具体的な手法は、以下のとおりである。

- ・ 契約上の義務として元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止し、違反した場合は、元請業者に対し、制裁金の請求や、指名停止、工事成績評定の減点の措置を講ずる。
- ・ 社会保険等未加入業者を確認した際に、加入指導を実施し、又は建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する。

【国土交通省における社会保険等未加入対策】（再掲）

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・ 社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・ 元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
(※) 建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

出典) 国土交通省作成資料

また、一次下請業者の社会保険等の加入状況の確認方法については、施工体制台帳や再下請負通知書における「健康保険等の加入状況」欄により確認している（下請業者に変更があった際には、これらの文書を速やかに提出するよう求め、加入状況を確認している）。

【施工体制台帳の確認】

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名] _____
 [事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大区分 工事業	特定 知事一般 第 号	年 月 日
	小区分 工事業	特定 知事一般 第 号	年 月 日

工事名称及び内容			
発注者名及び住所			
工期	自 年 月 日	契約日	年 月 日

製業約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理番号等	区分	営業所の名称	健康保険
		元請契約		厚生年金保険
		下請契約		雇用保険

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法

元請については、入札段階でチェックしているため、この箇所は全て「加入」又は「適用除外」となっている。

担当工事内容	担当工事内容

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称及び内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
建設業の許可	施工による 大区分 工事業 特定 知事一般 第 号 小区分 工事業 特定 知事一般 第 号
健康保険等の加入状況	健康保険 厚生年金保険 雇用保険 加入 未加入 加入 未加入 加入 未加入 適用除外 適用除外 適用除外 事業所整理番号等 営業所の名称 健康保険 厚生年金保険 雇用保険
現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

一次下請に関しては、この箇所が「加入」又は「適用除外」になっていることを確認。

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)
 ・発注者と作成特定建設業者の請負契約及び作成特定建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
 ・監理技術者が監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者を証する書面又はこれらの写し
 ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者を証する書面又はこれらの写し

出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」
 (平成 26 年 5 月国土交通省)

○ 下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進 1) 2) 3) 4) 5)

総務省及び国土交通省は、各地方公共団体に対し、下請業者や労働者等に対する円滑な支払の促進に資する前金払・中間前金払の導入・拡大の促進について、以下のとおり要請している。

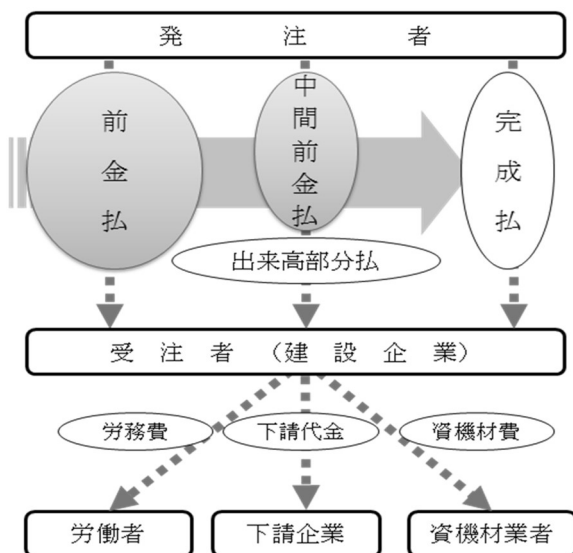
【前金払・中間前金払の導入・拡大の促進】

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

出典)「公共工事の円滑な施工確保について」(令和2年1月総務省・国土交通省)

【前金払の活用】

<前金払による工事資金の流れ(イメージ)>



	割合	支払時期
前金払	原則 : 4割以内 被災地域特例 ^(※1) : 5割以内	請負契約締結後
中間前金払	2割以内 ^(※2)	工期の1/2が経過し、工事の進捗額が契約額の1/2以上の場合

(※1) 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。) ⇒ 岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村
(※2) ・被災地では、割合は変わらないが、対象工事について、原則は1000万円以上かつ150日を超える工事のところ、特例で300万円以上の工事となる。
・自治体によって導入していないことがある。

出典) 国土交通省作成資料

○ 中間前金払制度 ⁵⁾

「中間前金払制度」とは、工期の2分の1を経過していること、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること、既に行われた工事に要する経費が請負代金額の2分の1以上に達することを発注者が認定し、発注者が当初の前払金に加え、請負代金額の2割以内の前払金を追加支出する制度である。

国土交通省では、中間前金払に係る手続の簡素化・迅速化に取り組んでいる。

【中間前金払に係る手続の簡素化・迅速化】

- (1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」(昭和47年7月25日建設省発第634号)における認定資料としては、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚狭発第25号)の別冊をいう。以下同じ。)第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。
- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、手続の一層の迅速化に努めること。

出典)「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」
(令和2年3月国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「公共工事の円滑な施工確保について」(令和2年1月総務省・国土交通省)
- 2) 「中間前金払制度の創設等について」(平成11年2月国土交通省)
- 3) 「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月国土交通省)
- 4) 「公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について」
(平成14年12月(最終平成22年12月)国土交通省)
- 5) 「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」
(平成10年11月国土交通省)

【地方自治体における中間前払金制度の導入・活用の促進について】

中間前払金制度の概要

- 中間前払金とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加え、工期半ばで2割を追加（合計6割）して行う前金払いのこと。
- 地方自治体では、地方自治法施行規則の改正によりH11.2.17から制度の導入が可能。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前払金の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求することができる。
 - 当初の前払金が出されていること。
 - 工期の2分の1を経過していること。
 - 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

発注者のメリット

- 出来高に対する支払となるため、出来高認定を厳密に行う必要のある「部分払」と異なり、建設企業への円滑な資金提供、資金繰りの改善を目的とするため、上記要件の確認は原則書類のみで行うなど、極めて簡易な事務手続き。【③④運用事例参照】
- 特に、厳しい資金繰りに迫られている零細な元請建設企業【⑤参考参照】の資金繰りの安定化、元下間の請負代金支払・労働者に対する賃金支払に関するトラブルの抑制などにより、適正な施工に寄与。

建設企業のメリット

- 上記要件の認定は原則書類のみで行うなど、極めて簡易な事務手続きによる資金調達が可能。【③④運用事例参照】
- 当初前払金保証料率（0.23%～0.35%）を下回る低廉なコスト（保証料率一律0.065%）。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する請負代金の前払、速やかな支払並びに現金での支払いが円滑となり、関係事業者間における信用力の向上、労使関係の安定化につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。

地方自治体の導入状況

関東地方整備局管内の自治体429団体(9都県+420市区町村)のうち、**305団体(全体の約70%)**が中間前払金制度を導入済み(平成29年4月1日現在)。
特に、茨城県、山梨県では県内の全市町村が、栃木県、群馬県、神奈川県、長野県では県内の全市が導入済み。

導入状況	導入済みの自治体(都県は全て導入済み)
茨城県内 245/451 100%	茨城県内全市町村導入済み
栃木県内 22/20 100%	茨城県内全市町村導入済み
群馬県内 28/30 93.3%	上三川町 芳賀町 玉生町 高根沢町 館林町 船岡町 塩子町
埼玉県内 28/30 93.3%	※県内全市町村導入済み
千葉県内 33/40 82.5%	市町村: 22/41 78.0% さいたま市 川越市 蕨田市 川口市 行田市 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 越谷市 志木市 桶川市 新都市 和光市 八潮市 富士見市 三郷市 日高市 吉川市 ふじみ野市 市町村: 1/23 4.3% 三芳町
東京都内 32/55 58.2%	市町村: 31/38 81.6% 千代田市 市川市 船橋市 船山町 野田市 京橋町 成田市 本妻津市 松戸市 佐倉市 東金市 野志野町 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 津市 鎌倉市 浦安市 西船橋市 袖ヶ浦市 八潮市 印西市 白井市 いすみ市 南房総市 市町村: 1/17 5.9% 多古町
神奈川県内 47/63 74.6%	都・区・市: 43/50 86.0% 中央区 新宿区 文京区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 小金井市 小平市 東村山市 国分寺市 国立市 西東京市 昭島市 武蔵村山市 八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市 貴梅市 福生市 羽村市 あきる野市 市町村: 4/13 30.8% 八丈町 新島村 奥多摩町 日の出町
山梨県内 30/34 88.2%	※県内全市町村導入済み 市町村: 10/14 71.4% 奥山町 寒川町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 真鶴町 瀬戸原町 市町村: 1/1 100% 奥山町
長野県内 45/70 64.3%	※県内全市町村導入済み 市町村: 23/30 76.7% 佐久郡 軽井沢町 立科町 下諏訪町 辰野町 箕輪町 松川町 須田町 碓氷郡 碓氷町 山ノ内町 木曽町 菅田町 南箕輪村 埴科村 大鹿村 玉川村 松川町 白鳥村 市町村: 1/1 100% 小谷村 木島平村 野沢温泉村 小川村 栄村
(305/429) 71.1%	

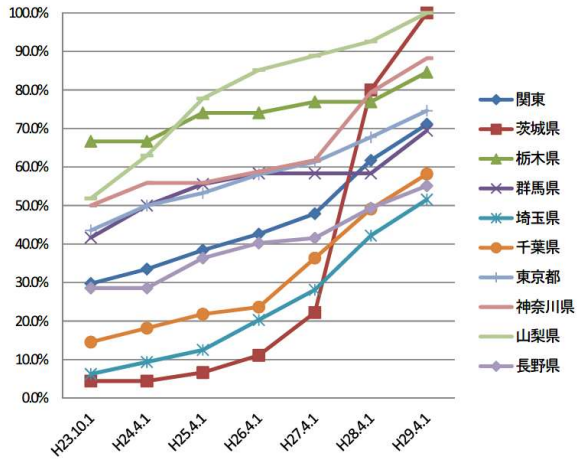
これまでの中間前払金制度の導入・活用に関する取組

- 関東地方整備局建設部が、導入市町村の少ない埼玉県、千葉県、茨城県内を中心に制度未導入の自治体（80団体）を訪問し、制度導入の直接要請をスタート（H23.11月～H24.1月）
 - 以後、H25(8団体)、H26(19団体)、H27(18団体)、H28(18団体)と自治体を訪問し、直接要請を継続
- 管内の中小建設業者を対象に「中間前払金制度」に関するアンケート調査を実施し、工事期間中の資金調達手段としての期待の高さを把握(H24.2.17)
 - 結果を公表するとともに、管内都県を通じて市区町村に送付
- 品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（H27.1.30）
 - 中間前払金制度等の活用、既に中間前払金制度を導入している場合は、発注者側から利用の促進及び手続きの簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって利用しやすい環境の整備に努める旨の記載
- 「地域建設業の経営改善のための取組みについて(依頼)」（H27.5.27付建設部長から各都県部長あて）
 - 市区町村に対する制度の中間前払金制度の導入等の周知依頼
- 「公共工事の円滑な施工確保について」（H28.10.14付 総務省・国交省局長から各都道府県知事等あて通知）
 - 建設業者の資金調達円滑化のための取組として、中間前払金制度の導入や前払金制度の支払限度額の見直し等を要請
- H28年度下期 関東甲信ブロック監理課長会議(H28.11.24)
 - 中間前払金制度の導入・利用状況等について意見交換
- 下請契約及び下請支払代金の適正化並びに施工管理の徹底等について(H28.12.1<益壽通達>)
 - 中間前払金制度の導入が進んでいることを踏まえ、積極的な活用を要請

関東地方における地方自治体の導入率の推移

平成23年11月から始めた管内市町村への直接要請後、順調に推移。
平成27年1月の改正品確法に基づく運用指針公表後、導入率が大幅に上昇（全体の71.1%が導入済）。特に、ここ2年間の茨城県内の導入が急激に進み、山梨県とともに、導入率が100%に。

都県別導入率



中間前払金制度の導入・活用の促進に関するご意見・ご相談は、関東地方整備局建設産業第一課経営支援係又は「建設業フォローアップ相談ダイヤル(0570-004976)」へ、中間前払金制度の詳細な手続き等については、保証事業会社の支店までお問い合わせください。

○ 出来高部分払制度 ¹⁾

「出来高部分払制度」とは、工事の完成前に工事の出来高等に応じて短い間隔で部分払いを行う制度である。

国土交通省では、以下のとおり、出来高部分払制度を運用している。

【出来高部分払方式とは】

＜出来高部分払の目的＞

出来高部分払方式は、支払いの間隔が長く回数の少ない、現行の前金払方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すもの。

＜対象となる工事＞

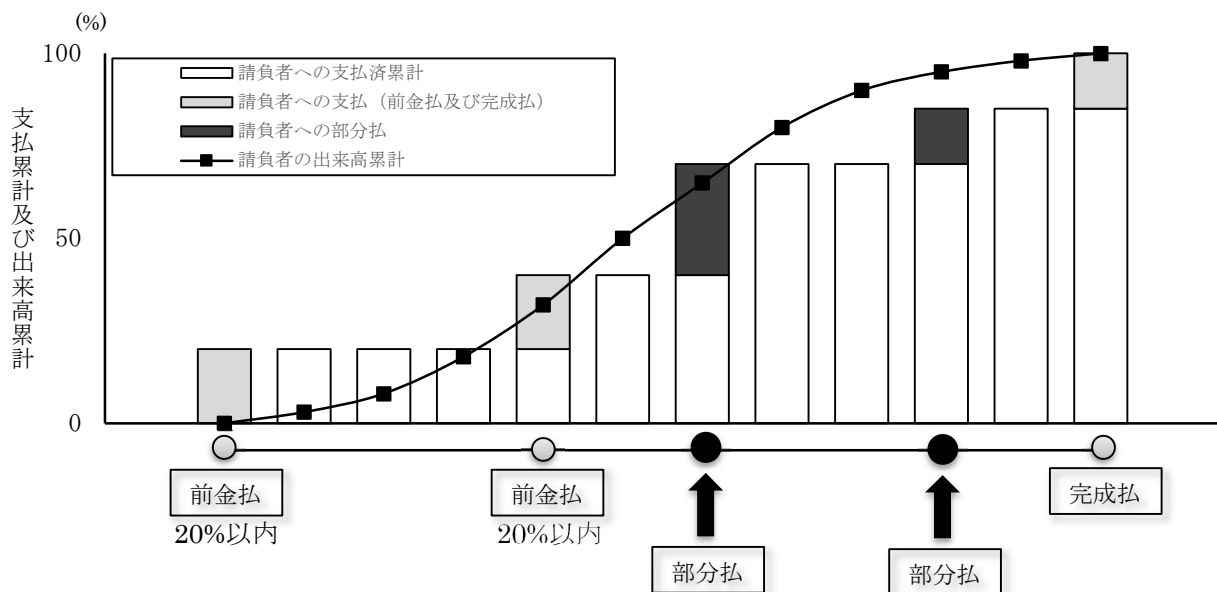
工期が180日を超える工事

＜支払回数＞

受注者は、前金の他に出来高に応じて区切の良い時に部分払を請求できる。請求に対し、検査職員は既済部分検査を実施する。なお、約90日に1回の頻度で請求できる。

＜留意事項＞

前金払は、請負代金額の40%以内を分割払（当初20%、年度内の出来高が2割を達成もしくは4ヶ月経過で残り20%以内。ただし、工期270日以下の工事では、4ヶ月を2ヶ月に短縮）。



出来高部分払いのイメージ

出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

1) 「出来高部分払方式の実施について」(平成22年9月国土交通省)

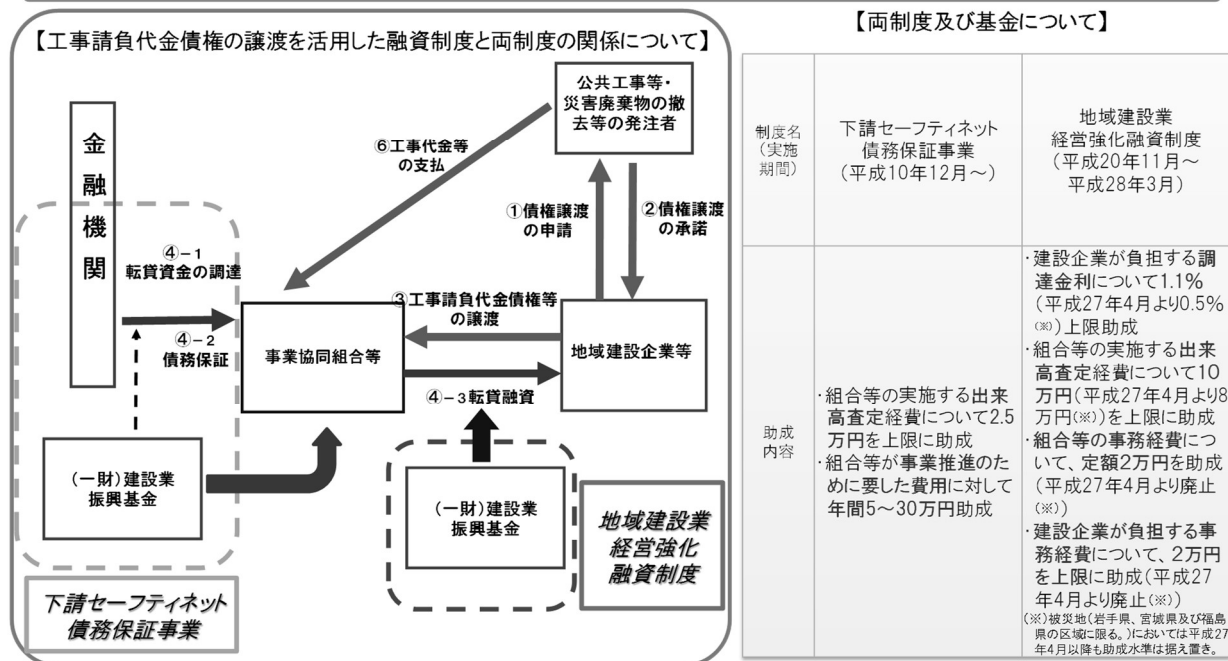
○ 下請セーフティネット債務保証事業、地域建設業経営強化融資制度

1) 2) 3) 4)

下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度の概要については、以下のとおりである。

【下請セーフティネット債務保証事業と地域建設業経営強化融資制度】

- ▶ 工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度自体については、実施期間の年限がない『下請セーフティネット債務保証事業』によるもの
- ▶ 融資制度のさらなる利用促進を図るため、調達金利の助成等を通じて建設企業の負担軽減を図っているものが、事業時限のある『地域建設業経営強化融資制度』



出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、これら制度を運用する上で必要となる債権譲渡については、公共工事標準請負契約約款第5条ただし書に基づき認めることとしている。

【債権譲渡】

(権利義務の譲渡等)

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

注 ただし書の適用については、たとえば、受注者が第三十二条第二項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成十一年一月二十八日建設省経振発第八号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成二十年十月十七日国総建第百九十七号、国総建整第百五十四号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十八条第三項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第一項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第一項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。注第三項を使用しない場合は、同項及び第四項を削除する。

出典)「公共工事標準請負契約約款」(昭和 25 年 2 月(最終令和元年年 12 月)中央建設業審議会)

【公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度】

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」に基づく下請セーフティネット債務保証事業を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社が金融保証を行うことができることとする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間、下記のとおり実施することとしたので、積極的に活用されたい。なお、国土交通省の直轄工事においても、このたび本制度に係る工事請負代金債権の譲渡を認めることとしたところであるので、念のため申し添える。

出典)「地域建設業経営強化融資制度について」(平成 20 年 10 月国土交通省)

(参考資料)

- 1)「工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 6 月(最終平成 31 年 8 月)国土交通省)
- 2)「中間前金払制度の創設等について」(平成 11 年 2 月国土交通省)
- 3)「地域建設業経営強化融資制度について」(平成 20 年 10 月国土交通省)
- 4)「公共工事に係る工事請負代金の譲渡を活用した融資制度について」(平成 14 年 12 月(最終平成 22 年 12 月)国土交通省)

【指針本文】

（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（地質調査業者、専門工事業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書の照査等を実施した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、クリティカルパスを明示した工事工程について、受発注者間で共有し、**受注者からの協議等**について、速やかかつ適切な回答（ワンデーレスポンス等）に努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針¹⁾の策定に努め、これを活用する。

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM や3次元データを積極的に活用するとともに**、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用**の推進に努める。また、材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活用し、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

また、受発注者双方の省力化のため、書類の簡素化を積極的に推進する。

参考

1) 例えば、工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（国土交通省 関東地方整備局）など。

【解説】

○ 設計思想の伝達及び情報共有¹⁾

国土交通省では、設計者、施工者、発注者が一堂に会する会議（三者会議）を開催し、必要に応じて専門工事業者も適宜参画したうえで、設計思想の伝達及び情報共有に努めている。

【三者会議の概要】

（1）開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

（2）参加者

設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

（3）参加者の主な役割

以下①～④に関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。

②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。

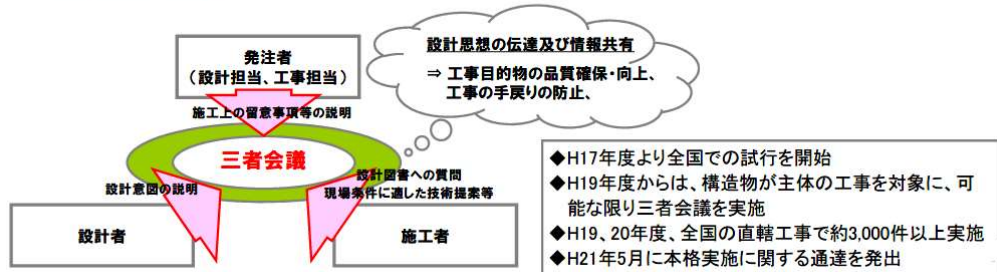
③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。

④施工者から、設計図書への照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

出典)「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」
(平成 21 年 5 月国土交通省)

【三者会議】

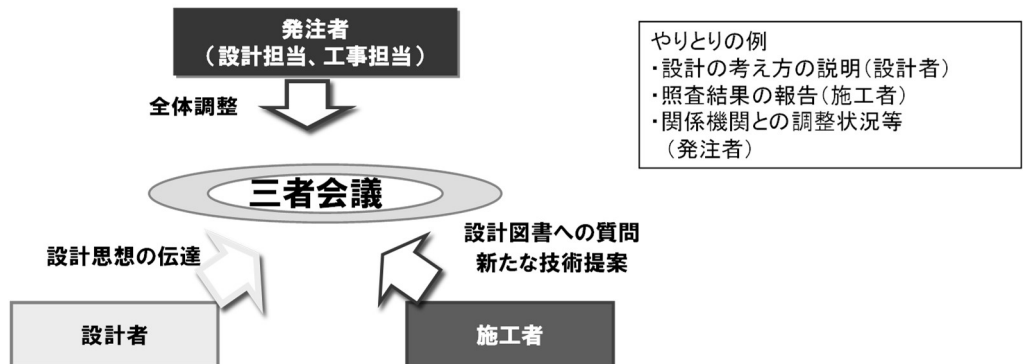
1. 三者会議の目的
 - ◆ 工事目的物の品質確保を目的として、発注者、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施、設計思想の伝達及び情報共有を図る
2. 三者会議の概要
 - ◆ 三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催し、発注者(設計、工事発注、工事監督の各担当)、設計者(管理技術者等)、施工者(現場代理人等)の出席を基本とする。なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することも可能
 - ◆ 発注者からは施工上の留意事項の説明、設計者からは設計意図の説明、施工者からは現場条件に適した技術提案の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る
3. 三者会議の活用が有効な工事
 - ◆ 現場条件が特殊、施工に要する技術が新規又は高度等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」
(平成 30 年 8 月国土交通省)

【三者会議 (イメージ)】

・三者会議とは、
工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み



出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、営繕工事において、設計意図の的確な反映のため、設計意図を遅延なく伝達する取組や生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化に努めている。

(参考資料)

- 1)「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」(平成 21 年 5 月国土交通省)

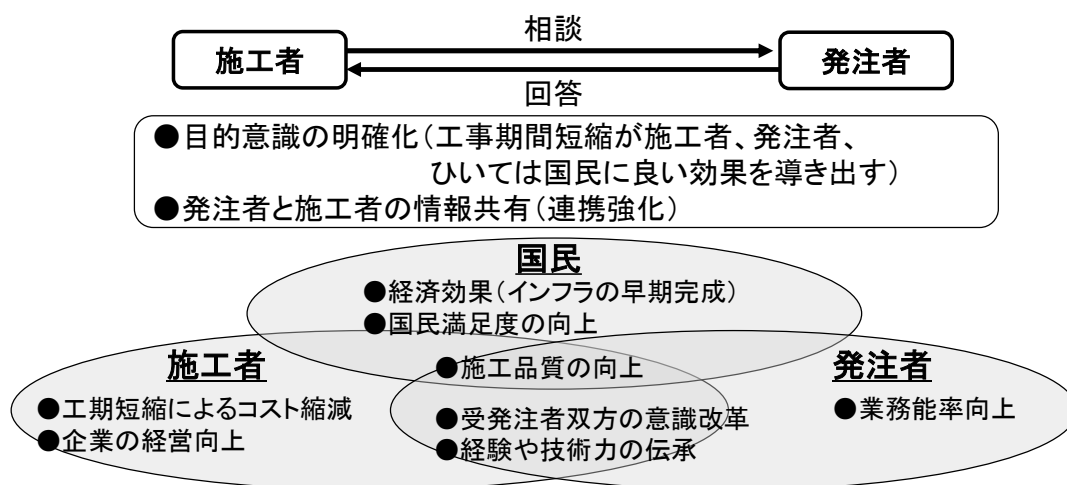
○ 受注者からの協議等 ¹⁾

国土交通省では、現場の問題発生に対する迅速な対応の実施により、問題解決の迅速化を図るため、受注者からの協議等に対して即日対応を基本とする取組（ワンデーレスポンス）を実施している。

※「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。（土木工事共通仕様書（案）（平成25年3月国土交通省））

【ワンデーレスポンス（イメージ）】

・ワンデーレスポンスとは、
受注者からの問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することである。



出典) 国土交通省作成資料

【ワンデーレスポンスの実施方法】

・基本は「即日対応」

- (1) 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。
- (2) 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- (3) 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

出典) 「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について」(平成19年3月国土交通省)

○ 変更手続の円滑な実施 ²⁾

国土交通省では、設計変更に伴う契約変更の取扱いや工事の一時中止に伴う取扱い等について、受発注者間の共通の目安となるガイドラインを策定している。

【設計変更ガイドライン・工事一時中止ガイドライン】

・設計変更(工事一時中止) ガイドラインとは、

設計変更(工事一時中止)の取扱いについて、受発注者間の共通の目安を作成することを目的として策定平成21年度より、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけ、契約条件としている。

設計変更ガイドライン記載事例

■設計変更が可能なケース

- ・ 仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手できない場合
- ・ 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

■設計変更資料の作成をルール化

- ・ 設計変更のための資料作成については、受発注者の協議に基づき実施し、費用については変更の対象とする。(H23～)

工事一時中止に係るガイドライン記載事例

■発注者の中止指示の責務

- ・ 請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

■中止の指示・通知

- ・ 中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知

■請負代金額又は工期の変更

特記仕様書への位置づけ

第〇条

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」（国土交通省〇〇地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」（国土交通省）によることとする。

出典) 国土交通省作成資料

なお、公共建築工事については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」（平成27年5月(最終平成29年3月)国土交通省)を策定している。

(参考資料)

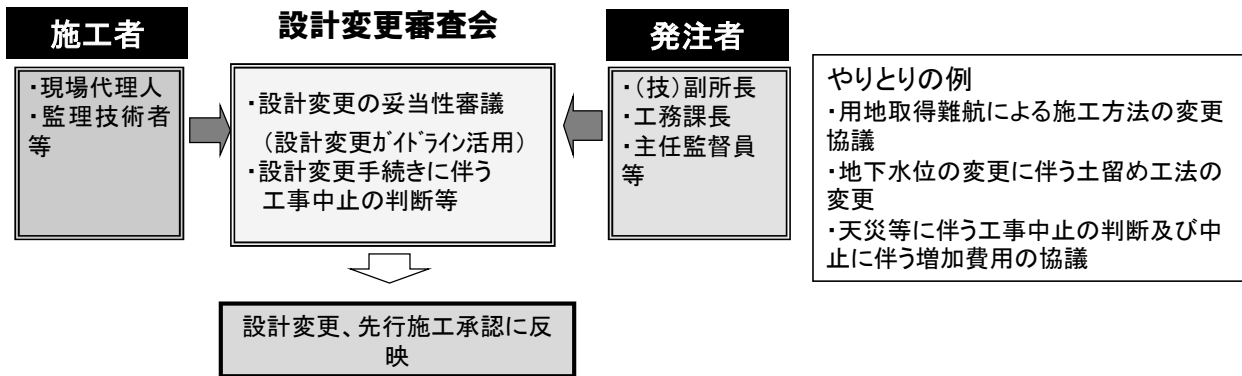
- 2) 「工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について」(平成19年3月国土交通省)
- 1) 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」（平成27年5月(最終平成29年3月)国土交通省)

○ 設計変更の迅速化

国土交通省では、受発注者双方が一堂に集まり、その場で変更の妥当性や工事の一時中止の判断などを協議する会議（設計変更審査会）を開催し、設計変更の迅速化に努めている。

【設計変更審査会（イメージ）】

・設計変更審査会とは、設計変更の迅速化と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み



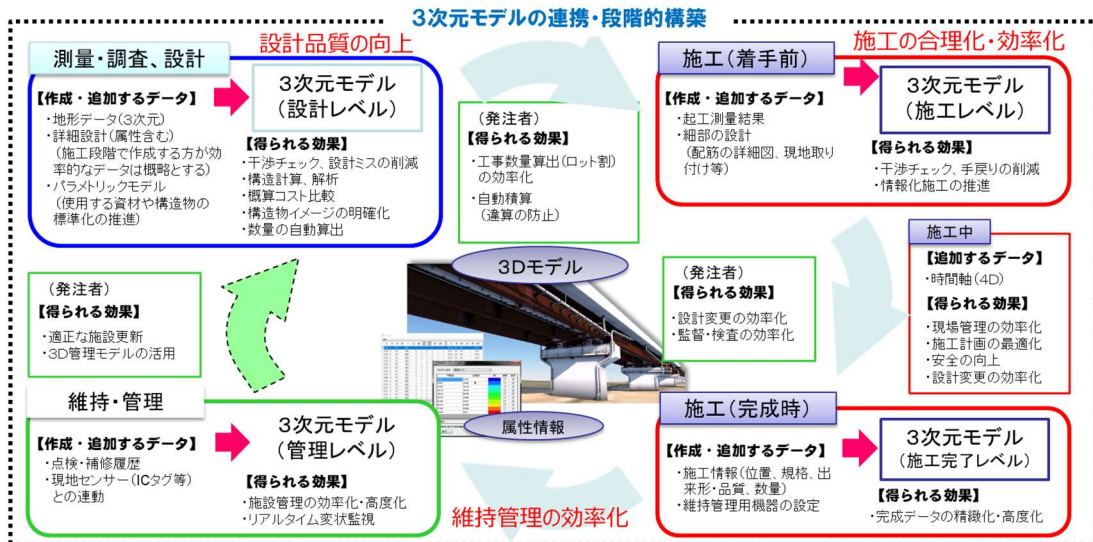
出典) 国土交通省作成資料

○ BIM/CIM や3次元データの活用と情報共有システムの活用

生産性革命のエンジン、BIM/CIM

○BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling Management) とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの

○BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、計画、測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産・管理システムにおける品質確保及び受発注者双方の業務の効率化・高度化を図るもの



【指針本文】

1-4 工事完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に**工事の完成を確認するための検査**を行うとともに、同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

各発注者は、**工事成績評定を適切に行うために必要となる要領¹⁾や技術基準**をあらかじめ策定する。

また、ICTの積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努めるとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。

工事の実績等については、コリズを積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。

さらに工事の成果は、将来の維持管理業務に有効活用出来るようにするとともに、将来のAI活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査（ボーリング等）を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認するとともに、情報を関係者間で共有できるよう努める。

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

(工事の目的物の適切な維持管理)

工事の目的物（橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等（既に完成しているものを含む。）をいう。以下同じ。）を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データやICTの活用を努めるとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める²⁾。また、権限代行による事業の整備など、工事の発注者と工事の目的物を管理する者が異なる場合においても同様に、工事の目的物を管理する者は発注関係事務を適切に実施するよう努める。

参考

- 1)例えば、「請負工事成績評定要領」（国土交通省）など。
- 2)ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（厚生労働省）を活用すること。

【解 説】

○ 工事の完成を確認するための検査、技術検査 1) ii) 1)

工事検査には、会計法第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査（給付の完了の確認）と、品確法第 7 条第 1 項を踏まえ、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

国土交通省では、工事検査を以下のとおり実施している。

【工事検査の種類】（再掲）

種類	目 的	検査の位置付け		適用
		給付の完了の確認	技術検査	
完成検査	工事の完成を確認するための検査。 請負者からの完成通知を受けた日から 14 日以内（民法上は起算日不算入の原則があるが、検査の時期については起算日算入となっている）に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引き渡される。	○	○	契約書第 32 条 技術検査要領第 2 第 2 項
既済部分検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。 請負者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から 14 日以内に行う。 会計法上の検査を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いは行うが、部分払い相当部分の引渡しは行わない。	○	※	契約書第 38 条 41 条 既済部分技術基準 （※中間技術検査と兼ねることができる。）
	工事の完成前に設計図書で予め指定された部分（以下「指定部分」という。）の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査。 請負者から指定部分の完成通知を受けた日から 14 日以内に行う。 会計法上の検査と技術検査の両方を行う。 この検査に合格すれば、部分払い金の支払いを行い、部分指定部分の引渡しが行われる。	○	○	契約書第 39 条 技術検査要領第 2 第 2 項

（参考法令等）

- i) 「会計法」第 29 条の 11 第 2 項
- ii) 品確法 第 7 条第 1 項（発注者の責務）

（参考資料）

- 1) 「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き－実務者のための参考書－」（平成 22 年 7 月国土交通省）

中間技術検査	<p>当該工事の主要工種を考慮（不可視となる工事の埋戻しの前等、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で、請負者に対する中間時点における“技術指導”の意味合いを持つ）し、工事施工の途中段階で行われる検査。</p> <p>会計法上の検査は行わず、技術検査のみを行う。</p> <p>検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払いや引渡しはない。</p> <p>当該検査は、契約図書で予めこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断した時に行うものである。（ただし、検査日については工事工程との調整もあることから請負者の意見も聞いて決めることとなる。</p>	※	○	<p>技術検査要領第2第3項（※既済部分検査と兼ねる場合は会計法上の検査も行う。）（検査技術基準）</p>
完成後技術検査	<p>総合評価方式やVE提案方式など性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査。</p> <p>性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等を確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査（履行の確認）を行うことになる。</p> <p>ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査（性能規定部分を除く）を行い、引き渡し、対価の支払いは行われる。検査結果が適合しない場合には、性能規定部分に関し契約違反としてペナルティが課せられる。</p>		○	<p>技術検査基準第5条</p>
部分使用検査	<p>【監督職員による検査（確認を含む）】</p> <p>工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要が生じた場合に行う検査。</p> <p>検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。</p>	-	※	<p>契約書第34条（※中間技術検査による検査（確認）でも良い。）</p>

出典)「公共事業の品質確保のための監督・検査・工事成績の手引き—実務者のための参考書—」
(平成22年7月国土交通省)

○ 工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準 1) 2) 3) 4)

国土交通省では、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図ることを目的に、請負工事の工事成績評定を実施している。

工事成績の評定点は考査項目ごとに評価を行い、基礎点（65点）と加減点の合計により算出している。

【工事成績評定制度の概要】

評定の対象

○原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事

評価項目等

考查項目	細別	評価内容	評定点内訳 ()は基礎点
1 施工体制	I 施工体制一般	施工計画書及び施工体制の履行状況を評価	3.3点 (2.9点)
	II 配置技術者	現場代理人、主任(監理)技術者等の職務執行状況を評価	4.1点 (2.9点)
2 施工状況	I 施工管理	施工管理の実施状況を評価	13.0点 (9.4点)
	II 工程管理	工程管理の実施状況を評価	8.1点 (6.1点)
	III 安全対策	安全管理上の措置の実施状況を評価	8.8点 (6.2点)
	IV 対外関係	関係機関や工事関係者等との調整状況を評価	3.7点 (2.9点)
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	目的物の位置、出来形寸法の適合状況を評価	14.9点 (9.3点)
	II 品質	目的物の使用材料品質、施工品質の適合状況を評価	17.4点 (9.4点)
	III 出来ばえ	目的物の仕上がり状況を評価	8.5点 (6.5点)
4 工事特性	I 施工条件等への対応	特殊な工事内容や現場作業条件への対応状況を評価	7.3点 (3.3点)
5 創意工夫	I 創意工夫	工事に際して工夫した内容や新技術活用等の実施状況を評価	5.7点 (2.9点)
6 社会性等	I 地域への貢献等	周辺環境への配慮や住民とのコミュニケーション等の取組状況を評価	5.2点 (3.2点)
7 法令遵守等	※適用する場合のみ評価 施工に起因した事故の発生や不誠実な行為等が判明した場合に適用		減点
評定点 合計			100点 (65点)

出典) 国土交通省作成資料

国土交通省では、一部の地方整備局において、市町村等における工事成績評定時の参考となるよう、「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」を作成している。

○ 工事の目的物の適切な維持管理の実施

建築分野に関し、国土交通省では、安全性及び執務環境の確保、ストックの長期的耐用性の確保、ライフサイクルコストの低減及び環境負荷の低減を図ることを保全の目標として、官庁施設の保全に関する技術基準等の整備、会議・講習会の開催、実地における保全指導などの施策を実施している。

(参考資料)

- 1) 「請負工事成績評定要領の一部改正について」(平成22年3月国土交通省)
- 2) 「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について」(平成25年3月(最終平成26年5月)国土交通省)
- 3) 「請負工事成績評定要領」(平成13年3月(最終平成22年3月)国土交通省)
- 4) 「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」(平成22年2月国土交通省中部地方整備局)

【指針本文】

1-5 その他

発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、**入札及び契約に関する ICT の活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化**を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

【解説】

○ **入札及び契約の ICT 化の推進**

国土交通省では、ICT活用の取組の一環として、競争性の向上、競争参加者の人件費・移動コストの低減、重複入力等による事務負担の軽減等を図るため、平成 15 年度より電子入札を全面実施している。

【国土交通省電子入札システム】

電子入札は、従来の紙による入札情報（調達案件内容）の入手や入開札までの一連の行為と制度的に同じことを手元のパソコンからインターネットを介して行います。これにより、場所や時間の制約を最小限として競争参加資格確認申請から入札参加者への落札決定の通知までの業務が電子的に実現されます。

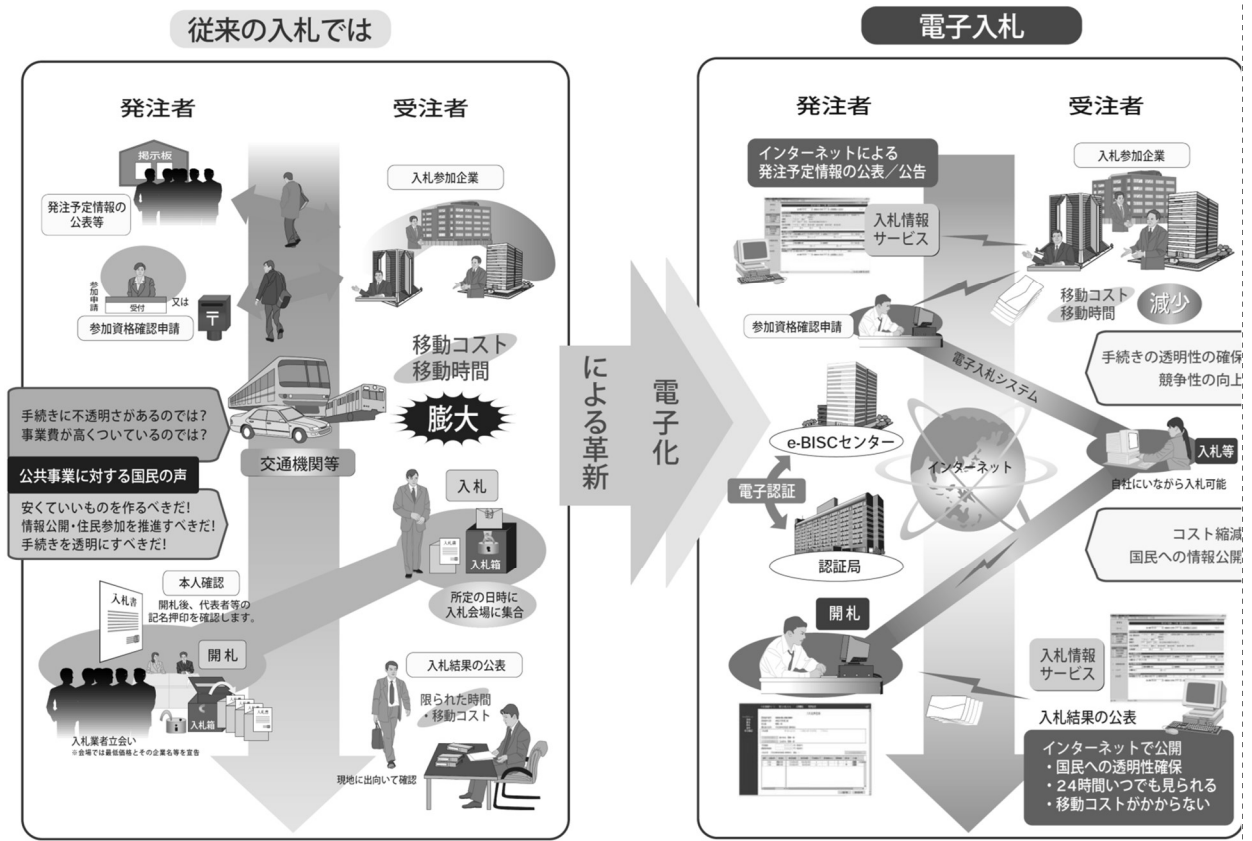
電子入札システムでは、暗号化技術および電子認証技術を用いインターネット利用における安全かつ公平な電子入札の効率的な実施を実現しています。

〔電子入札の効果〕

- ・競争性の向上
参加条件を満たす者は容易に参加でき、競争性が高まります。
- ・コストの縮減
応札者の人件費、移動コストが減少し、建設コストの縮減につながります。
- ・事務の効率化
公示、応札案件情報提供、技術提案書提出および開札行為の電子化により、事務負担の軽減及び業務の効率化が図れます。

出典)「国土交通省電子入札システム HP」

【入札契約手続を効率化する電子入札（イメージ）】



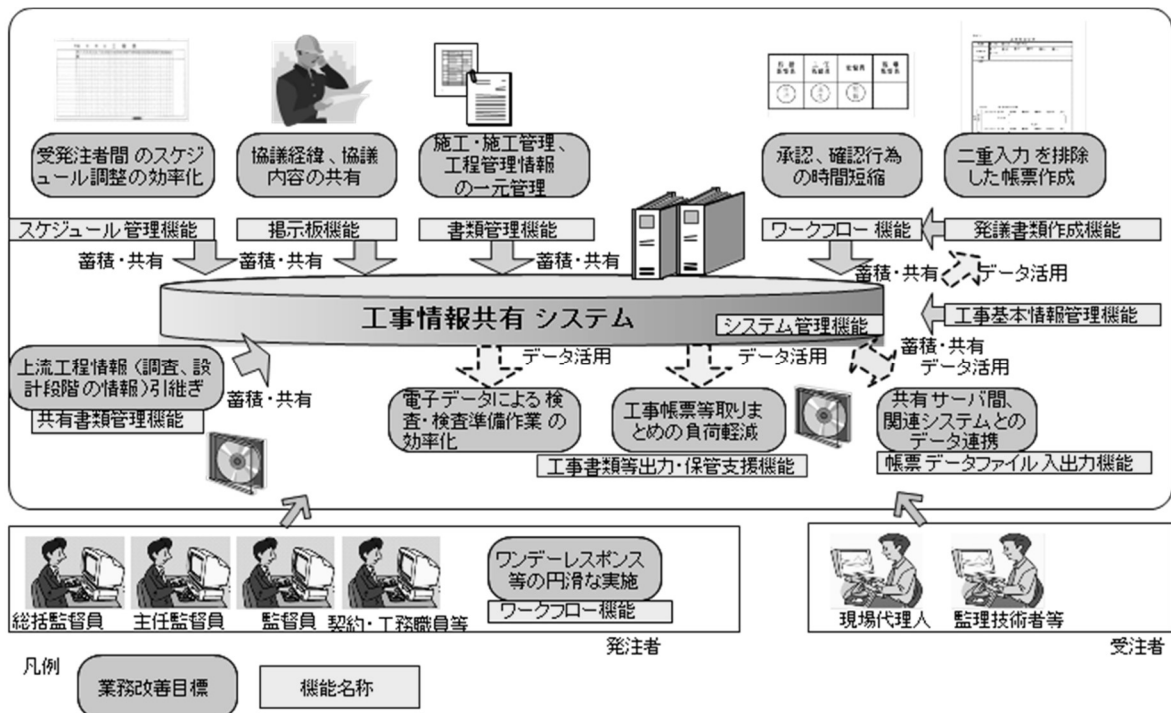
出典)「電子入札パンフレット」(平成 14 年 2 月国土交通省)

○ 入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化 ¹⁾

国土交通省では、情報共有システム（監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステム）の活用により、工事帳票の処理の迅速化や工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化等の受発注者の業務の効率化に取り組んでいる。

具体的には、工事の施工中において、スケジュールや工事書類の管理共有機能、決裁機能（ワークフロー）、電子納品データの作成支援機能等を備えたアプリケーションソフトを、インターネットを通じて活用することにより、受発注者間で効率的に情報共有が可能となる。

【情報共有システムによる業務の効率化・簡素化（イメージ）】



出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(平成 26 年 7 月国土交通省)